

第7章 計画の推進に当たって

第7章 計画の推進に当たって

1 推進に当たっての各主体の役割

健康づくりは、市民一人ひとりが「自分の健康は自分でつくる」という自覚をもって取り組むことが基本となります。こうした市民の取組を直接、または地域活動を通じて支援することが本計画の基本的な視点となります。

また、本計画の推進に当たっては、市民、地域、市（行政）がそれぞれの役割をもって、相互の連携や協働によって推進するものとします。

市民の役割

一人ひとりが、健やかで生きがいのある毎日を送るという意識をもって行動し、健診の受診や、健康づくりに関する事業、地域活動などへ積極的に参加していくことで、健康づくりに取り組みます。

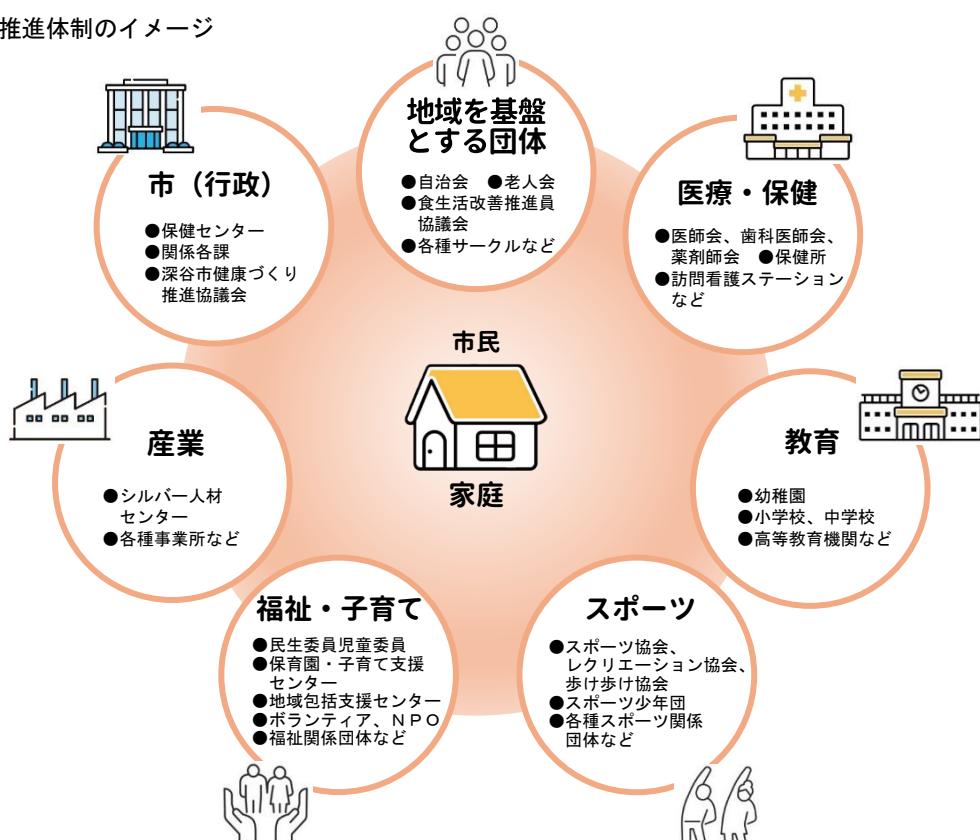
地域の役割

保健、医療、福祉、子育て、教育、スポーツ、産業分野における各関係団体や関係機関、地域を基盤とする団体が、それぞれの実情に応じた活動や交流を通じて、相互に連携を図りながら健康づくりを推進します。

市（行政）の役割

本計画を広く市民などに周知するとともに、地域の関係団体、関係機関などと連携・協力し、全局的な体制で総合的に健康づくりを推進します。

■健康づくりの推進体制のイメージ



2 進行管理と評価方法について

本計画は、「市民」「地域」「市（行政）」の協働した取組を通して市民の健康や食育に関する意識を高め、自発的な活動を推進するためのものです。その効果については、行動目標の達成に向けた具体的な取組の実践による効果を図ることが有効であり、目標指標を設定して進行状況を評価していくことが重要です。

①計画の進行管理

進行管理については、本計画に掲げている「市の取組」の施策・事業について、具体的な取組内容（参加人数、回数、実施状況など）を担当課に確認し、進捗状況を把握します。また、健康や食育に関連するイベントや健診時などで、適宜、健康に関するアンケート調査を実施し、市民意識の変化や満足度を把握し改善につなげます。

②計画見直し前の評価

評価については、本計画の各分野に掲げている「指標」について、アンケートなどにより計画見直し時に進捗を把握します。これまでの「市民」「地域」「市（行政）」のそれぞれの取組とその協働の結果として、成果があったかどうかを評価し、本計画の中で達成できた部分と未達成の部分を把握し、次期計画の策定に向けた課題の把握と取組の検討につなげます。

第3次深谷市健康づくり計画

(健康増進計画・食育推進計画・母子保健を含む成育医療等に関する計画)

令和8（2026）年3月

編集・発行／深谷市 福祉健康部 保健センター

〒366-0823 埼玉県深谷市本住町17番1号

TEL：048-575-1101（直通） FAX：048-574-6668

E-MAIL：hoken@city.fukaya.saitama.jp